

船舶事故等調査報告書

平成21年4月23日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2009広第31号	
事故等名	引船三洋丸引船列衝突(防波堤)	
発生年月日時刻	平成20年12月15日08時00分ごろ	
発生場所	愛媛県今治市今治港内、今治港葦敷防波堤北西端 (北緯34° 03' 53"、東経133° 01' 13")	
事故等調査の経過	調査の概要:平成21年1月14日 広島・地方事故調査官が海難報告書を入力し、2月16日及び17日船長から口述聴取、2月17日調査書回答入手 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報		
船種・船名・総トン数	A 引船 三洋丸 19トン	
船舶番号	157-108広島	
船舶所有者等	三洋海運有限会社	
船種・船名・総トン数	B 台船 D-3001 全長65m 全幅22m 深さ3.3m	
船舶番号(IMO 番号)		
船舶所有者等	洞海マリンシステムズ株式会社	
乗組員等に関する情報	A 船長 一級小型船舶操縦士	
	B	
負傷者	A なし	
	B	
損傷	A なし	
	B 左舷中央部に長さ180cm、幅45cm、深さ4cm～7cmの凹損	
事故等の経過	A船は、関門港若松区を鋼管約180トンを積載し、船首0.7m、船尾0.8mの喫水となったB船を曳航して、愛媛県今治港に向け航行し、今治港葦敷岸壁北西端に着岸するため針路155° 1.5ノットの速力で進行中、平成20年12月15日08時00分ごろ、B船が潮流に圧流されて今治港葦敷防波堤北西端に衝突した。	
分析	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	あり あり なし A船は、事前に潮流を調べることなく、潮流の影響を考慮した操船を適切に行わなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、A船が、B船を曳航して岸壁に着岸する際に、操船を適切に行わなかったため、B船が潮流に圧流され、防波堤に衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	なし	